

【2020.11.1 から】屋内甲州市学校体育施設 利用者向けチェックリスト

様式①

※以下のチェック項目を確認し、チェックをお願いします。

利用対象者について

- ・学校体育施設利用登録団体のうち県民に限定する。
- ・高校生以下のみの利用は、不可とする。（保護者又は保護者に代わる人の同伴については可）

利用目的について

- ・近距離での人との接触を伴わないスポーツ及びレクリエーション活動。（ただし、近距離での人との接触を伴う活動を行う場合、各中央競技団体の競技別ガイドラインを遵守する。）
- ・大会及びイベントを目的とした利用は、主催者側にガイドラインに基づく感染防止対策の提出を求め、感染予防が図れると判断できる場合には、利用を可能とする。（大会とは、公式・非公式練習試合、交流試合等、2チーム（2団体）以上が同時時間帯に集まるもの及び不特定の方が集まるものとする。）また、観客を入場させる場合、大声での声援や会話を控え、選手等と観客が大会及びイベント前後・休憩時間等に接触しないような措置を講じること。

利用人数・利用団体数について

- ・各施設の、利用できる人数の上限を以下の通りとする。（床面積に対し一人あたり8㎡、体育施設以外は、3㎡）

・塩山南小学校	110人	・塩山中学校	180人
・塩山北、奥野田、大藤、神金、玉宮、松里、井尻小学校	60人	・塩山北・勝沼・大和中学校	80人
・勝沼・祝、東雲、菱山小学校	70人	・松里中学校	120人
・大和小学校	40人		

- ・同一時間帯に複数の団体の利用を可とする。

利用時間について

- ・次に利用する団体との接触を避けるため、利用開始時間より前に入館しないこと。また、利用時間内にすべての片づけを終わり速やかに退館すること。

消毒の実施及びマスクの着用

- ・利用者は入館時に手指の消毒を行うこと※消毒液は利用者が準備。
- ・利用後は、他団体への感染予防の為、ドアノブ、蛇口、電源スイッチ、競技用備品等接触回数が多い部分について必ず除菌を行うこと。
- ・マスク非着用者の施設利用はできない。※プレーを行ってない時は、必ずマスクを着用すること。

換気設備の利用等

- ・利用中は、換気扇の利用、換気用の小窓をあける等換気に配慮すること。窓等の開放が十分に出来ない場合は30分に1回、5分程度2方向の窓を全開すること。
- ・更衣室の利用については、不可とする。

人と人との距離の確保

・利用中は、1 m以上（マスク着用のない場合は2 m）の対人距離を確保して利用すること。また、近距離での対面会話や発声は控えること。

□ 体調のチェックおよび利用者の把握

- ・利用団体代表者の責任において、利用前に検温及び体調確認を必ず行うこと。
（利用前2週間以内に発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（咳や喉の痛みなど）、嘔吐・下痢、味覚・嗅覚障害、だるさ・息苦しさ等の症状がある場合や同居親族・身近な知人に感染が疑われる方がいる又はご自身や同居している方に海外への渡航歴がある場合は、施設の利用はできません。）
- ・利用者は、利用前に全員検温し、利用者向けチェックリスト及び利用者名簿を各学校体育施設窓口へ提出すること。
- ・利用団体代表者は、1カ月程度、参加者の氏名、住所、連絡先等を保管しておくこと。
- ・利用者は、厚生労働省が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をできれば利用すること。
- ・利用終了後2週間以内に新型コロナウイルスに感染症を発症した場合は、施設管理者に速やかに報告すること。

□ 飲食及びゴミについて

- ・施設内の飲食については禁止とする。（熱中症予防の水分補給可。）
- ・利用中に排出したゴミについてはすべて持ち帰ること。

□ トイレの利用について

- ・トイレの利用後は蓋を閉めて汚物を流すこと。
- ・ハンドドライヤー、共通のタオルは、使用禁止とする。
- ・他団体への感染予防のため、便座、洗浄レバー、蛇口等接触回数が多い部分について必ず除菌を行うこと。

同 意 書

甲州市学校体育施設の利用について確認し、利用条件を遵守し利用することに同意します。

令和 年 月 日

【団体名】

【代表者 氏名】

【代表者 住所】甲州市

【連絡先：携帯番号】

甲州市教育委員会 生涯学習課

※（塩山地区体育施設利用の場合）立ち入り検査時に様式①【屋内】学校体育施設利用者向けチェックリストを、提出してください。立ち入り検査を実施しなかった場合は、様式①を塩山学校体育施設開放管理指導員に提出してください。

※（勝沼地区体育施設利用の場合）様式②「新型コロナウイルス感染対策における利用者名簿」は使用日誌及び鍵の貸出時に施設管理者（職員）に提出してください。

※（大和地区体育施設利用の場合）立ち入り検査時に様式②「新型コロナウイルス感染対策における利用者名簿」を、職員に提出してください。立ち入り検査を実施しなかった場合は、ポストに投函してください。